

人間ドック利用要領について

◆健診機関が当健保組合の契約健診機関の場合◆

- 【1】 契約健診機関へ、三協・立山健康保険組合の被保険者であることを告げたくうえで申込みします。
※健診種別、料金についても確認してください。
- 【2】 受診者は、予約確定後『人間ドック等健診利用申請書(様式_A)』を記入し健保組合へ送付してください。
- 【3】 健保組合は記載内容を確認後、受診受付票を記入して受診者に返送します。
(健保組合は『人間ドック等健診利用申請書』を健診機関にも連絡します)
- 【4】 健診機関から「受診案内」が送付されます。問診票の記入や注意事項等確かめて従ってください。
- 【5】 受診します。受診の際は『人間ドック等健診利用申請書』を持参して提出してください。
受診後、自己負担分を当日健診機関窓口で支払ってください。
※『人間ドック等健診利用申請書』の受診受付票欄に自己負担額が記載してあります。
- 【6】 健診機関は、受診費用請求書と健診結果を三協・立山健康保険組合宛に発行します。
※健診結果(写)の添付については申請時に本人の同意が得られています。

◆健診機関が当健保組合の契約機関ではない場合◆

- 【1】 受診者本人が、健診機関へ予約、申込し受診します。
- 【2】 受診後、健診費用(全額)を直接健診機関へ支払ってください。
- 【3】 『健診費用補助申請書(様式_B)』(受診者本人が費用を支払った場合)を記入し、健診結果(写)と領収書(写)を添付し健保組合へ送付してください。
- 【4】 健保組合は、補助基準に基づき、対象となる金額を申請者に支払います。

<当健保組合の健診費用の補助基準>

『人間ドック』などの各種オプション検査は、総費用の8割相当を補助します。

※ただし、文書代など健診と直結しないもの及び健康保険証を使った診療・検査は補助の対象となりません。

(保険適用により既に健保が費用の7割を負担しているため)

※1年間(4月~3月)の健診補助金総合計額の上限は55,000円までとします。

※補助金額の端数処理は、本人負担は100円未満切り捨てます。